

調剤報酬請求事務専門士 公式テキスト 第19版 訂正・追記表

公示文書の訂正も含め、下記について変更がございますので、お手数ですが、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

2024年7月8日更新

	ページ	訂正・追記・差替箇所	
1	P99	ア(ロ) b (誤) 当該3か月の最終月の翌々月1日から <u>翌年3月31日</u> まで	(正) <u>翌年5月31日</u> まで
2	P112	◎ポイント内 算定できない項目	(追加) <u>経管投薬支援料</u>
3	P236	(8) <u>服薬情報等提供料</u> は、～	(正) <u>在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料</u> は、～
4	P348	口内のイ) の文章が図で見えない (問題箇所) 薬局の判断で先発医薬品の必要性を認めた場合は、 <u>処方～</u> 、先発医薬品を調剤できる。	(正) 薬局の判断で先発医薬品の必要性を認めた場合は、 <u>処方医に疑義照会を行い、確認した上で</u> 、先発医薬品を調剤できる。

※情報提供

次頁は6/18の疑義解釈資料(別添3:調剤)です。

事務連絡
令和6年6月18日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その8）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添4までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

調剤報酬点数表関係

【特定薬剤管理指導加算】

問1 特定薬剤管理指導加算3の「イ」又は「ロ」について、当該患者が継続して使用している医薬品ではあるが、当該医薬品に関して、保険薬剤師が重点的な服薬指導が必要と認め、当該加算の算定要件を満たす説明及び指導を行った場合、初回に限り算定できるか。

(答) 算定可能。

問2 長期収載品の処方等又は調剤について選定療養の仕組み(以下「本制度」という。)が導入される令和6年10月1日より前の時点で、本制度の対象となる医薬品について患者に対して説明を行った場合、特定薬剤管理指導加算3の「ロ」は算定できるか。

(答) 本制度に関し、調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に対し、当該患者が求める情報について必要かつ十分な説明を行えば算定することができる。

なお、本制度に関する運用上の取扱い(患者が支払う額の具体的な計算方法等)については今後更に周知する予定であるので留意されたい。